新型コロナウイルス感染症対策について

令和３年１１月２２日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■感染拡大防止のための協力要請

1　開始期間

令和３年１１月２２日（月）から

2　対象区域

秋田県全域

3　内容

（１）県外との往来

○　県外との往来は、できるだけワクチン接種（２回目接種から２週間程度経過）後に行うようお願いします。
　また、観光や娯楽（スポーツ観戦、コンサート鑑賞、レジャー施設の利用など）で県外と往来する際は、訪問施設等の感染対策を確認するなど、感染リスクに十分留意するようお願いします。

○　往来に当たっては、訪問先や出発地の感染状況を踏まえて判断するとともに、不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底し、帰県後又は来県後は２週間程度の健康観察（検温等）を行うようお願いします。

○　県外からの訪問、帰省の際は、ワクチン接種又は事前のＰＣＲ検査等を行うよう、家族・親戚等から適切なアドバイスをお願いします。

■感染拡大防止に向けたお願い

（２）基本的な感染対策の実施

○　県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、密を避けるなど適切な行動をお願いします。

○　飲食を伴う集まりは、屋内外にかかわらず、「長時間を避け」、なるべく「普段一緒にいる人」又は「ワクチン接種を受けた人」と「マスク会食」を行うとともに、参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクの回避に留意するようお願いします。

○　ワクチンを２回接種した後も、不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる行動を控えるようお願いします。

○　発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いします。

○　事業者の皆様には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを順守し、感染防止策を改めて徹底されるようお願いします。

※特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

○　感染リスクが高まる場面や「感染拡大予防ガイドライン」などの詳細については、内閣官房ウェブサイト【https://corona.go.jp/】をご覧ください。

■感染拡大防止に向けたお願い

（３）各施設における感染防止策の実施

○　各施設管理者の皆様においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。（内閣官房【https://corona.go.jp/】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）

○　従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。

○　施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにＬＩＮＥでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。

○　接触確認アプリ（COCOA）や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いします。

■感染拡大防止に向けたお願い

（４）イベント・行事等の開催
※特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

○　イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次の「イベント・行事等の参加人数の上限等」により開催するようお願いします。なお、開催に当たっては、感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表するとともに、終了後は１年間保管をお願いします。

＜イベント・行事等の参加人数の上限等＞

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	
・大声なし（注１）	収容定員 ※空席を設ける必要はない。	5,000人 ※「感染防止安全計画書」を県に提出した場合、収容定員まで可。	50%	十分な人と人との間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m） （注２） ※大声ありで、人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に判断。
・大声あり（注１）	50%			

（注１）　大声（観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」、それ以外を「大声なし」と分類する。

（注２）　収容定員が設定されていないイベント等で大声なしに分類されるものについて、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい場合は、「感染防止安全計画書」を県に提出する。

■感染拡大防止に向けたお願い

＜感染防止策に係るチェックリスト＞

イベント開催時のチェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

開催概要　本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名	（開催案内等のURLがあれば記載）
出演者・チーム等	（多数のため収まらない場合　→　別途、一覧をご提出ください。）
開催日時	令和　年　月　日　時　分　～　時　分 （複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。）
開催会場	
会場所在地	
主催者	
主催者所在地	
主催者連絡先	（電話番号）　（メールアドレス）
収容率（上限）	☐ 100%（※）（大声なし）　☐ 人と人とが触れ合わない程度の間隔 ☐ 50%（※）（大声あり）　☐ 十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）
収容人数	○○,○○○人
参加人数	○○,○○○人
その他特記事項	（大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。）

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」としこれを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

基本的な感染防止　イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	☐ 【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 （※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	☐ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。 ☐ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。
③換気の徹底	☐ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上等）の徹底。
④来場者間の密集回避	☐ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。 ☐ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築。 ☐ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

基本的な感染防止　イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制限	☐ 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。 ☐ 飲食中以外のマスク着用の推奨。 ☐ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。 ☐ 自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒による大声等を防ぐ対策を検討。）。
⑥出演者等の感染対策	☐ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 ☐ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 ☐ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。
⑦参加者の把握・管理等	☐ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 ☐ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 ☐ 時差入退場の注意喚起や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

■感染拡大防止に向けたお願い

（５）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

○　感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

（６）誹謗中傷の禁止

○　感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやＳＮＳでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。